

関係施設・事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

### 令和6年度介護報酬改定に係る体制届の提出について

日頃から、本件の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定等に伴う、加算や減算等（以下、「加算等」という。）の算定に係る届出について、以下のとおり御提出ください。

特に、高齢者虐待防止措置未実施及び業務継続計画未策定に係る減算について、届出がない場合には「減算型」が適用されることとなっておりますので、減算対象とならない場合は、「基準型」にて届出の提出が必要となることに御留意ください。

### 記

#### 1 県への届出が必要となる加算

今回の報酬改定に伴う加算等の変更がある場合は、届出が必要です。

##### 【新設の加算】

新設の加算等を取得する場合は必ず届け出る必要があります。

##### 【新設の減算】

#### (1) 「高齢者虐待防止措置未実施減算」、「業務継続計画未策定減算」

届出がない場合は「1 減算型」となりますので、減算適用とならない場合は必ず「2 基準型」とする旨の届出を御提出ください。

##### ・「高齢者虐待防止措置実施の有無」

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、②指針の整備、③研修の実施、④担当者を定めること）が講じられていない場合には「減算型」となります。

【対象サービス】 全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売除く）

##### ・「業務継続計画策定の有無」

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、減算型となります。ただし、令和7年3月31日までの間は経過措置として、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、基準型となります。

##### 【対象サービス】

通所介護・（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護・介護福祉施設・介護保健施設・介護医療院

## (2) 訪問介護の「同一建物減算」

届出がない場合は「1 非該当」とみなしますので、該当する場合は届出を御提出ください。

### 【変更のあった加算】

変更のあった加算等は原則、新たに届け出る必要がありますが、算定要件等に変更のない区分を引き続き算定する場合は届出不要です。

例) 加算Ⅰ→加算Ⅱだが算定要件に変更なし(届出不要)

## 2 提出期限

**令和6年4月12日(金) 期限厳守**

※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションで、6月から算定開始する加算等に係る届出の提出期限は、令和6年5月15日(水)まで

## 3 提出書類及び提出

- ① 介護給付費(第1号事業給付費)算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 添付書類(必要な場合)

### 【提出書類の様式掲載場所】

かがわ介護保険情報ネット

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/youshiki/kyufuhi.html>

## 4 提出先

下記の宛先へ郵送又は持参により提出してください。

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県長寿社会対策課 (各サービス名) 担当 宛

### 【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

施設サービスグループ：087-832-3268

在宅サービスグループ：087-832-3269